

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市インターンシップ促進支援事業補助金
補助事業等の標目	インターンシップを実施した市内中小企業者に対し補助を行うことにより、ものづくりを支える優秀な人材を継続的かつ安定的に雇用できるよう支援をするとともに、企業と学校との産学連携の促進を図る。
補助事業等の対象者	インターンシップを実施した市内中小企業者
補助対象経費	インターンシップを実施した際に指導を担当した従業員の人件費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、インターンシップで受け入れた学生1人1日当たり3,000円に受入人数及び受入日数を乗じて得た額とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 ものづくりを支える優秀な人材の継続的かつ安定的な雇用を図るため。</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実施報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成27年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>令和9年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 市内中小企業者が新たな人材を雇用できない状態が続いているため</p>
情報の公表の方法等	補助事業者（件数）、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<p>1 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) インターンシップ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校に在籍する者が一定の期間、事業所等において就業体験を行う制度をいう。</p> <p>(2) 市内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に主たる事業所を有するものをいう。</p> <p>2 当該年度の学生の受入人数の上限は1社当たり5人とし、受入日数の上限は学生1人当たり10日とする。</p> <p>3 学生の1日の就業時間は、事業所の就業規則に定める時間内とする。</p>

	4 市税等を滞納している市内中小企業者は、補助事業等の対象者から除くものとする。
提出書類	補助金の交付を受けようとする市内中小企業者は、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする年度の3月10日までに市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市インターンシップ促進支援事業補助金交付申請書（様式第2号-1） (2) 諏訪市インターンシップ促進支援事業補助金実績報告書（様式第5号-1）
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 工業・ブランド振興係

平成27年 4月 1日 制定

平成29年 3月15日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）

平成29年 3月29日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）

平成30年 3月16日 一部改正（平成30年 4月 1日 施行）

平成31年 3月15日 一部改正（平成31年 4月 1日 施行）

令和 3年 3月17日 一部改正（令和 3年 4月 1日 施行）

令和 6年 3月15日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）

令和 6年 3月29日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）